



家庭養護を考える 施設養護から里親、ファミリーホームへ

中日青葉学園副学園長わかば館 館長 近藤 日出夫

少子高齢化が加速度的に進行するなか、特殊出生率は横ばいか低下傾向にある今日の日本において、児童虐待は、依然菌止めがかからない状態で増え続けている。

平成21年に採択された国連の「児童の代替的養護に関する指針」ではパーマネンシープランニングに基づき示されたものである。子どもにとって自然な養育環境は家庭であるという前提のもとに、子どもにとって代替的養護が必要な時、また当面抱える課題が解決して代替的養護の必要がなくなった後も含めて、子どもの生活環境や関わる養育者が、何度も変わることなく支援できる体制を策定するよう求められた。

社会的養護（要保護）の多くが、なんらかの虐待的育ちを経験していると言われている。そのため愛着の関係が大きく崩れた児童に加え、発達上よりキメ細かな支援が求められる児童が増加傾向にある。児童養護施設等で働く保育士や指導員の平均勤続年数が3年未満と言われている中、逆に入所児童の年齢構成は高くなり、在所期間は長くなっている。このことは、若い職員と中学、高校生との関係性において、支援関係を難しくしていることは否めない事実である。

幼少期の愛着関係が崩れた子どもたちは、他律的な立場に立って物事をみることが出来ない。もしくは虐待経験によって感情のコントロールが難しいなど、様々な不定愁訴を抱えて施設に入所してきている。従来の職員の愛情と規則正しい生活を取り戻すような、生活支援を中心に据えた関わりでは、どうにもおさまりのつきにくい児童が増えている。そのためより集団を小さくした、パーマネンシープランニングに基づく里親制度に加え、関わる養育者の永続性、不変性をベースにしたファミリーホームの立ち上げに、近年、国としても力を入れているところである。

国が指針として示しているように、現行の施設養護の9割から里親、ファミリーホームとそれぞれを3分割していく流れは、今後、改革の歩みを進めていくと考えられる。

子どもの年齢や子ども自身の持つ課題のために、養子縁組による家庭への委託が難しい場合には、里親家庭、ファミリーホームへの委託を加速させ、長期の代替家庭としての役割を担うものと考えられる。

施設養護は発達上の課題や問題がある場合に、治療的支援を前提としたグループワークをはじめとする心理的ケアなどが、提供できる施設への措置が進められていくと思われる。

子ども、家族が抱える課題の解決に向けた支援を行い、子どもが再び家族による養育を受けられるようにするため、子どもや家族が置かれている状況をアセスメントし、自立支援計画に沿って、児童相談センターとの連携を強化し、家族再統合に向けた支援を展開していかなければならない。

代替的養護として、施設養護と里親制度、ファミリーホームはそれぞれの特色を活かした営みを展開しつつ、互いを認めあい補完しあうことが求められる。今後は多様なニーズに応えられる制度として機能していくことが、子どもたちの権利擁護の担い手として責任を果たしていくための、私たちに課せられた命題でもある。